

江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若年のがん患者が、住み慣れた環境で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を送る上で必要となる介護サービス等の利用に要した費用の一部を予算の範囲内で助成すること及び介護サービス等の利用に関する相談支援等を行うこと（以下「支援事業」という。）により、がん患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 支援事業を利用することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 江戸川区内に住所を有する者
- (2) 40歳未満の者
- (3) がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- (4) 在宅における療養生活の支援及び介護が必要な者
- (5) 現に他の制度において支援事業と同等の助成又は給付を受けることができない者

(助成対象となる費用及び助成額)

第3条 支援事業による助成の対象となる費用は、対象者が利用する次に掲げるサービス等（以下「サービス等」という。）に要した費用とする。

- (1) 医師の意見書作成
- (2) 介護サービス（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項及び第14項に規定する居宅サービス及び地域密着型サービスのうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）

ア 訪問介護

イ 訪問入浴介護

ウ 訪問リハビリテーション

エ 夜間対応型訪問介護

- (3) 福祉用具（法第8条第12項に規定する福祉用具をいう。以下同じ。）の貸与
- (4) 特定福祉用具（法第8条第13項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。）の購入

2 対象者の区分及びサービス等の区分ごとの助成割合及び助成上限額は、別表に定めるとおりとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が属する世帯に属する者については、同表に定める助成上限額を助成割合で除した額の範囲内で、利用に要した経費の全額を助成するものとする。

(サービス等提供事業者)

第4条 前条第1項第2号から第4号までに掲げるサービス等については、法に基づく当該サービス等の指定を受けた事業者のうち、法に基づくサービス等の費用の額の算定に関する基準に基づき算定した額を上回らない額によりサービス等の提供が可能な事業者として、江戸川区長（以下

「区長」という。)に江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業サービス等提供事業所届出書(第1号様式)を提出したものが実施するものとする。

2 前項の規定により提出した届出の内容について変更があったとき又は支援事業に基づくサービス等の提供を停止したときは、前項の届出書を再提出するものとする。

(申請)

第5条 支援事業を利用しようとする対象者又はその委任を受けた者(以下「申請者」という。)は、江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書(第2号様式。以下「申請書」という。)及びサービス等を利用する対象者(以下「利用者」という。)についての医師の意見書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第6条 区長は、申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業利用決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 支援事業の利用資格の有効期間の始期は、前条の申請のあった日又はサービス等の利用開始日のいずれか早い日とする。ただし、サービス等の利用開始後に利用者が江戸川区(以下「区」という。)に転入した場合には、当該転入をした日とする。

(居宅介護支援の実施)

第7条 第5条の申請において、申請者がサービス等の利用等に係る相談、サービス利用計画の作成及び事業者とのサービス利用調整等に関する支援(以下「居宅介護支援」という。)を希望した場合は、区は利用者に対して居宅介護支援を実施する。

2 居宅介護支援は、区と支援事業に係る協定を結んだ法に基づく指定居宅介護支援事業所のうち、申請者が希望する事業所に委託する。

(変更等の届出義務)

第8条 申請者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当するときは、江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業利用変更(廃止)届出書(第5号様式)により、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき。
- (2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき。
- (3) 第2条各号に定める要件に該当しなくなったとき。

(利用の中止又は取消し)

第9条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業の利用を中止し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 疾病等により支援事業を行うことが困難であると認められるとき。
- (2) 第2条各号に定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) 区長が支援事業を利用することについて適当でないとき。

2 区長は、前項に定める支援事業の中止又は取消しをしたときは、江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業利用取消(中止)通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 助成金の交付を受けようとする利用者は、サービス等の利用に要した費用を月単位でまと

め、江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書兼請求書（別表の区分(ア)に該当する者は第7号様式、同表の区分(イ)に該当する者は第7号の2様式）に領収書及び利用したサービス等の明細の写しを添えて区長に提出するものとする。この場合において、請求は一定期間分をまとめて行うことができるものとする。

- 2 利用者は、助成金の請求及び受領に関する権限を利用者以外の者に委任する場合は、委任状（第8号様式）を区長に提出するものとする。ただし、第5条の申請時に委任を受けた者は、この限りでない。
- 3 利用者がサービス等を利用した日から、助成金を請求しないまま2年を経過した場合は、その請求については効力を失うものとする。

（助成金の交付決定）

第11条 区長は、前条第1項に定める請求があったときは、内容を審査し、助成金の交付を決定したときは江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付決定通知書（第9号様式）により、不交付を決定したときは江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業助成金不交付決定通知書（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の交付の取消し等）

第12条 区長は、不正な手段により助成金の交付を受けたものと認めるときは、支援事業の利用を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

別表第1（第3条、第10条関係）

対象者及びサービス等の区分毎の助成割合及び助成上限額

対象者の区分		サービス等の区分	助成割合	助成上限額
(ア)	40歳未満	医師の意見書作成	10/10	一人当たり 5,000円
		介護サービス	9/10	月額
		福祉用具貸与	9/10	54,000円
		特定福祉用具購入	9/10	一人当たり 90,000円
(イ)	20歳未満で現に小児慢性 特定疾病児童等日常生活 用具給付事業による給付 を受けている者	医師の意見書作成	10/10	一人当たり 5,000円
		介護サービス	9/10	月額 41,000円